

伊予市

じんけん教育

一人ひとりの人権が尊重される
明るい伊予市をめざして

■編集・発行

伊予市教育委員会

愛媛県人権教育協議会伊予市支部

〒799-3113 伊予市米湊 820 番地

TEL 089-982-5155 FAX 089-982-5156

地域に支えられて

うえの保育所

田畑に囲まれたうえの保育所は、見上げれば行道山や大谷池があり、近くには幼稚園・小学校・中学校が、隣にはデイサービスセンター「もものさと」があります。園舎からは南伊予駅（貨物駅）を望み、出かけると、貨物列車やアンパンマン列車を見ることもできます。現在、地域から79名の子どもたちが毎日元気に通ってきています。



【みんなで七夕飾り作ったよ】

今春は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため様々な行

事やイベントが延期・中止となり、新しい生活様式の中で集団生活を送ることになりました。マスクの着用やアルコール消毒、3密を避けるなど、これまで経験したことのないことばかりです。それでも、「おはよう、それおばちゃんにもらったマスク可愛いね。」「ママもアルコール消毒一緒にしよう。」など、親子で積極的に取り組み、衛生面に対する意識も高まっています。

そんな3月下旬、地域のおばちゃんから嬉しい届け物がありました。初めは「学校が休みになっても、保育所の子は休めないから子どもたちにあげて」と小さな可愛いマスクを、また別の日には「子どもたちと毎日接しながらも休むことができない保育士さんへ」と花柄や白い大きめのマスクを、しばらく経って「買った



【おばちゃん、ありがとう】

気持ちでいっぱいでした。今でも、手作りマスクは何度も洗って大事に使っています。

6月のある日、隣の「もものさ」との軒下にツバメの巣を見つけました。やがて雛が生まれ、巣の中には可愛い茶色の頭が5つ6つと並んでいます。



【ツバメの赤ちゃんかわいいね】

「シーよ、今寝てるから。」と人差し指を口に当てる5歳児。「分かった、小さい声で砂遊びしよう。」と4歳児。「あ、お母さんツバメが餌持ってきた。」本当や、みんな大きい口開けてすごいっぱい食べよる。「大きくなつてみんなが飛べるようになってほしいね。」

下から見上げている子ども

たちの目には、一生懸命に餌を探して運んでくる親ツバメはどのように映っているのでしょうか。きらきらと輝く目で、今まさにすくすくと成長している子ツバメを見つめながら何を感じているのでしょうか。今も、保育所のみんなでツバメの成長を見守っています。



このように、地域の人の温かかさや生き物の成長に触れる中で、子どもたちは感謝や思いやりの心を育み、友達と仲良く遊ぶことを通して人とのつながりを深めることができています。これからも、地域に支えられながら、豊かな経験を積み重ね「生きる力を育んでいってほしい」と願っています。

生き生きがんばる北山つ子

～人権問題を解決する力を身に付けよう～

北山崎小学校

本校は、「豊かに関わり、思いや意図をもつて生き生きと表現し、人権問題を解決する力を身に付ける児童の育成」を人権・同和教育の目標に定め、児童の人権感覚を高め、自他を大切にする態度を身に付けようと、日々の学習活動に取り組んでいます。

授業での取組

人権・同和教育の参観日では様々なテーマで授業を公開しています。

1年生から4年生は、いじめについて道徳科の時間に考えました。1年生道徳科「二羽の小鳥」では、友達の誕生会と音楽会の練習の両方に呼ばれたとき、他の鳥たちとともに音楽会へ行くが、一人ぼっちの誕生会のことが気になり、途中で抜け出した主人公の行動について、役割

演技をしながら考えました。そして、誕生会に来てくれたことに涙を流して感激する友達の気持ちを考えることを通して、相手の気持ちを考えて行動することの大切さに気がきました。



【1年道徳科の授業】

5年生はハンセン病問題について学びました。ハンセン病は、病気についての正しい知識や理解の普及・啓発が十分でなかったために、患者や回復者、その家族への偏見や差別を生み、人権



【6年同和問題学習の授業】

を奪ってきたという現実があります。学習を通して相手の気持ちや心の痛みを考え、正しい知識と判断力をもって人を大切にする態度を育みました。この学習が、差別の解消に向けて自分にできることは何か考えるきっかけとなり、行動に移す勇気をもたせたいと思います。

6年生は江戸時代の部落問題について学習しました。資料「山の粥」は、山のふもとに住まわされ、近隣の農民からも厳しい扱いを受けていた村の人々が、飢饉の際に山の粥をつく

り、農民たちにもふるまい、多くの命を助けたという部落の伝承話です。村人の気持ちについて考え、意見を交換することで、差別や偏見に気付く感性を養いました。そして、差別を許さず、不条理なことへ立ち向かうとする態度を育てます。

地域との連携

本校の人権・同和教育の特徴は、地域と密接に連携しながら活動しているところです。学校とPTA・成人教育部、中村地区公民館が連携して「ともしび会」を組織し、学習及び啓発活動を行っています。昨年度の人権・同和教育参観日には、ネットトラブルを題材にして、スマートフォンやインターネットでのいじめ、誹謗中傷など、ネット差別について講演会を開いて学習しました。児童、保護者、地域の方が差別解消に向け、気持ちを一つにして取り組んでいます。



【ともしび会による講演会】

本校校区には、扶桑会館があり、職員の研修や互いの行事への参加を通して連携し、差別解消への取組を進めています。

人権委員会の取組

「いつもいっしょに遊んでいたのしかったよ。ありがとう。」これは、本校児童で組織している人権委員会が校内放送で紹介しているハッピーハートカードに書かれた言葉です。人

権委員会では、友達との絆深まるメッセージを集めて全校児童に伝えたり、直接相手に届けたりしています。他にも一人ひとりの命を輝かせるため、誕生日に放送でメッセージを伝えていきます。紹介された児童は、周りにいるクラスメイトからも祝福され、素敵な笑顔で応えています。

また、人権委員会のメンバーが悩み相談会を開いて下級生の悩みに答える活動や全校児童が毎年作成している人権標語や人権ポスター、人権詩、人権作文などの啓発作品を紹介する活動も行っています。自分たちは「差別をなくしていこう」とする立場に立って、積極的に差別をなくす活動をしているという自覚をもちながら行動しています。

新型コロナウイルス感染症対策の中で

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策の中で、4・5月は臨時休業、分散登校となっていました。人権・同和教育にお



いては、伊予市の人権・同和教育地区別懇談会や教職員の研修会、幼・小・中・高・関係団体の連携を協議する連絡会などの会合も中止となりました。差別を解消する学習の機会が失われるにつれ、国内では新型コロナウイルスに感染した人を差別する事例も起こっています。

本校では、人権・同和教育の歩みを止めることがないように工夫をして取り組んでいます。臨時休業中には、職員の人権・同和教育の学習会を開きました。また、児童、保護者と電話連絡や便りの配付を通してつながりを深めました。6月になって学校が再開してからは、コロナ差別について各学級で学習しました。コロナ差別をなくす「シトラスリボン運動」も進めています。社会の状況が変化しても、人権・同和教育を一層進めていくことが大切だと感じています。

ふるさと中山に生きる

中山中学校

中山中学校では、毎年秋に「文化活動発表会」を行っています。保護者や地域の方をお迎えして、普段の学習活動の様子を発表する場です。また、地域への発信の場ともなっています。特にNET（総合的な学習の時間）の活動を中心に発表を行っています。その中でふるさと中山の偉人にスポットを当て、調査や聞き取り、フィールドワークなど



【鷹尾吉循さんについての聞き取り調査】

を行いながらその人物を知り、シナリオをつくり人物劇として

発表する活動を伝統的に行っています。

昨年度は、鷹尾^{たかお}吉循^{よしゆき}さんを取り上げて劇を上演しました。鷹尾さんは、明治から大正の時代を生き、かつて中山にあった鉱山の開発に力を注いだ人です。また、今も中山に残る山吹御前伝説に感動して山吹神社を建立したり、将来を担う子どもたちに大切なのは学問だと考え、今の佐礼谷小学校のもととなる私塾「至誠舎」をつくって子どもたちに学問を教えたりした人です。鷹尾さんの生き方を通して、相手のことを考えて行動することや、将来を見据えて今すべきことは何なのかを考えていくことの大切さを知りました。

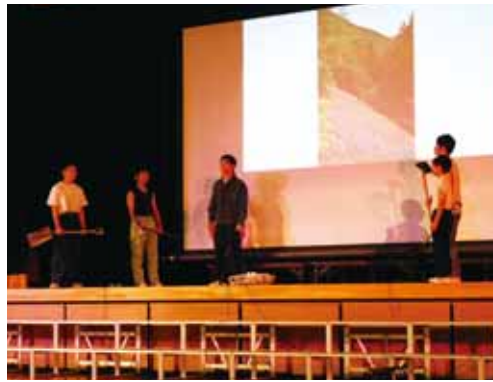
今年は、奥村^{おくむらた}唯治^{ただじ}さんについて調査し、文化活動発表会に向けて活動を進めています。奥村さんは、かつて中山にあった



【山吹神社現地調査】

「隔離病舎」をつくった人です。昔から人々はチフスや赤痢、結核などの伝染病に苦しんできました。中山でも、赤痢がはやって多くの人が苦しんだ時代がありました。中山を伝染病から守るために私財をなげうって隔離病舎を建設したのが奥村さんです。そこには建設

反対や人権に関わる問題も起きています。中山の歴史にわしい中山史談会の方に相談したり、赤痢が流行した当時のことを知っている地域の高齢者の方に話を聞いたりして、当時のことを調べています。



【令和元年度人物劇発表の様子①】

また、今年は新型コロナウイルス感染症拡大により、さまざまな人権に関わる問題が起きています。医療従事者に対する差別や感染者に対する誹謗中傷など、今どんなことが起こっているのかを調べ、人権とは何なのかを学習しています。さらに、伊予市でも推進をしている「シトラスリボン運動」につい

ても、全校や地域に発信してこうと学習しています。

これらの活動を通して、私たちの生活自体が大きく変わってきているこの時代に、新型コロナウイルス感染症対策について正しい知識に基づいて、どうしていけばいいのか、何を大切にしていかなければならないのかを考え、それを劇として訴え発信していきたいと思っています。



【令和元年度人物劇発表の様子②】

愛媛県人権教育協議会 伊予市支部総会

令和2年度愛媛県人権教育協議会伊予市支部総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために書面での開催とし、前年度の活動や決算等の報告、今年度の活動方針、予算が承認されました。

◆2年度活動方針(要約・抜粋)

人権と共生の社会を実現するため、改正された「伊予市人権を尊重する社会づくり条例」に基づき、市民一人ひとりの人権意識の高揚や人権が尊重される地域社会を目指し、教育や啓発を推進します。私たちの周りには、部落差別をはじめ、女性・高齢者・障がい者の人権問題、子どものいじめや虐待の問題等、身近な生活にある人権問題が依然として現存し、さらにインターネットや新型コロナウイルス感染症への人権侵害など、新たな人権課題も生じています。学校・家庭・地域の連携と関係諸機関等との協力のも

とに、同和問題をはじめとする様々な人権問題について、正しく理解・判断し、行動できる人づくりのための人権・同和教育、啓発を推進します。

就学前部会

人権・同和教育研修会を開催し、同和問題をはじめ様々な人権問題を解決するための研修を行い、幼児期における子どもたちの自尊心や仲間意識を育てる保育について実践研究を行います。

学校部会

同和問題をはじめとする様々な人権問題の歴史的・社会的背景について正しい理解と認識を深めることを通して、人間の尊厳について自覚を高め、差別解消に努める子どもを育てます。市内全小中学校では、「いじめSTOP愛顔(えがお)の子ども会議」等の活動を通じて、いじめのない学校・社会づくりを推進し、互いの個性を尊



重なる生活環境の整備に努めます。また、子どもが人権問題への関心を高め、正しく理解し解決しようとする実践的な行動力の育成を図ります。

社会教育部会

「人権・同和教育地区別学習会」を市内全域で開催します。課題となつてゐる子育て世代の参加者増を図るため、各学校・幼稚園・保育所、PTA、愛護班、公民館等との連携に努めます。

同和教育をはじめ、今日的な人権問題をテーマとして学び、人権・同和教育の推進者を養成するため、オピニオンリーダー養成講座を開催します。

企業部会

同和教育をはじめとする様々な人権問題についての研修を推進します。多文化共生社会を目指し、企業で働く伊予市在住の外国人に成人式参加を案内し、地域交流のきっかけとして取り組んでいきます。

行政部会

業務遂行が差別意識の再生産につながらないよう、自らの差別心や差別の現実に対する

認識を常に高めていく継続的な研修を積み重ねます。また、啓発

作品の募集や機関紙（本紙）発行等、啓発活動を推進します。

第67回四国地区人権教育研究大会

県内報告会

7月2日、3日に高知県で開催が予定されていた第67回四国地区人権教育研究大会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大会資料による文書報告のみとなりました。そこで、愛媛県人権教育協議会により、同日に砥部町中央公民館において県内報告会が開催され、本市からは2日間で27名が参加しました。感染予防のため人数制限や消毒、マスク着用の徹底などに努め、「人権確立への歩みを確かなものにするために、県内各地の人権・同和教育の研究と実践の交流を通して、互いの成果に学び合い、差別解消への道筋を明らかにすること」を目的として、2日間で7名の報告と熱心な協議がなされました。

や問題が起きたときに人権問題が発生し、弱い立場の人にかかってくる。社会のために働いている人に対して心無い言葉がかけられるのは、人権・同和教育の課題である。また、事実と異なるうわさが広まる怖さがあった。それに対して、真実を広めてかき消さなければならぬ。今回の新型コロナウイルス感染症による人権問題では、人権・同和教育の大切さが改めて浮き彫りになった。だからこそ、困難な状況ではあるがこの会を開催した。」と述べられました。

部会では、港南中学校の高城有佳教諭が、人権委員会が部落差別解消に向けて活動したこと

を報告しました。



【報告の様子】

高知県でのフィールドワークや部落問題を考えるフォーラム、扶桑会館人権教育講座に参加し、学習を通して、「正しい知識を得るだけでなく、正しい意見や差別解消に向けての思いを伝えたい」という考えを強くしました。そして、港南中学校人権フェスタや扶桑会館人権教育講座で「部落差別解消の歴史と今」と題し「部落差別は許されないもの、本気で部落差別解消のために行動しよう」と訴えたことや、中学校を卒業

しても学び続けていることを報告しました。

会場からは、学校と地域、教育委員会が連携し、人権委員や教員が外に出て積極的に発信し仲間を広げていることや、「本気で差別を無くそうと活動している姿が伝わってくる」など、高い評価を受けました。

【参加者の感想】

○ 世の中には様々な人権問題があり、一人ひとりが正しい知識を身に付け、現状から目を背けず向き合い、人権問題に対する意識をさらに高められるようにしていかなければならない。また、子どもたちと関わる私たち大人の何気ない言動が、子どもたちのものの見方や考え方に大いに影響を与えるということを通して、差別がなく、誰もが安心して自分らしく生きていける世の中になるよう、今後も取り組んでいきたい。

○ 差別の現実はいつ、どのようによ自分の目の前で起こるか予測することはできない。今

回の報告会で、就学前教育から高校教育までの実践を学び、学校に任されていることは、正しい行動が選択できる子どもを育てることだけではないと、強く感じた。私自身が、正しい知識を積極的に学び、身の回りで起こる差別に対し、勇気ある行動をしなければならぬ。また、保護者や地域の方々にも一緒に学んでもらえるように、充実した活動を目指して実践していきたい。

○ それぞれの取組に特徴があり、同和問題だけでなく様々な視点で人権教育について学ぶことができた。世の中には多くの解決しなければならぬ差別が残っており、それをなくしてより良い世の中をつくっていくこうとしている人たちが多くいることを感じることで温かい気持ちになった。学習するだけでなく、自ら行動している中高生のことや、報告者の「誰かがやる」から「自分がやる」という言葉を忘れず、私も差別の解消に向けて行動していきたい。

新型コロナウイルス感染症に 負けないために 冷静に行動しましょう

新型コロナウイルス感染症は未知の部分が多く、私たちに大きな不安や恐れをもたらしています。不安や恐れは冷静な判断力を奪い、不安や恐れを解消するため、目に見えないウイルスから目に見える人や物事へと敵をすり替え、それを排除することとで安心感を得ようとしています。

平時には多くの人がもち合わせているはずの「何が差別にあたるのか」を判断する感覚が鈍り、無意識のうちに差別的な言葉やデマを拡散させてしまう現実があります。ましてや、感染者に対する誹謗中傷は、感染した人が症状があるのに言い出せず

に仕事を休めなかったり、病院での受診をためらわせたり、保健所の調査への協力が得られなかったりして、結果的に感染拡

大につながる恐れがあります。立ち向かうべきはウイルスであって、人を攻撃してもどうにもならないということは、冷静になって考えればわかるはずです。

新型コロナウイルス感染症を予防することはもとより、こうした心の隙間に入ってくる不安や恐れと闘い、差別や偏見に加担しないことも、私たちに求められているのではないのでしょうか。



Citrus
Ribbon
PROJECT

伊予市人権を尊重する社会づくり条例が改正されました

伊予市では、平成17年に「伊予市人権を尊重する社会づくり条例」を制定し、あらゆる差別を解消し、真に人権が尊重される地域社会の実現を目指してきました。しかし、今なお多くの人権問題が未解決のまま存在するとともに、グローバル化、高齢化、少子化、情報化等の社会情勢の変化に伴い新たな人権課題も生じています。国においても「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権3法を平成28年に施行しました。

このような中、本市においても部落差別の解消をはじめ、あらゆる差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指して、条例の改正を行いました。

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法を基本理念とし、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他差別の解消を目的とした法律の趣旨を踏まえ、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等への差別など、あらゆる差別をなくするための市及び市民の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、真に人権が尊重される地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたる必要な施策を推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るものとする。

2 市は、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第3条 市民は、この条例の精神を尊重するとともに、相互の人権を尊重し、自らが人権を尊重する社会づくりの担い手であることを認識し自己啓発に努めるとともに、市が実施する施策の推進に協力するものとする。

2 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別に関する行為をしないよう努めるものとする。

（施策等の推進）

第4条 市は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重する社会づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（教育及び啓発活動の充実）

第5条 市は、人権を尊重する社会づくりのため、学校、家庭、地域等の各種組織等と連携を密にし、教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

（調査等の実施）

第6条 市は、前2条の施策の策定及びその教育及び啓発活動を推進するため、必要に応じ、調査等を行うものとする。

（推進体制の充実）

第7条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県、関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

（ ） 部分は改正箇所